

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成 20 年 1 月 25 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあてるい・B 奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目 78 番ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

イ 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成 14 年 8 月 1 日、平成 17 年 4 月 7 日、平成 18 年 2 月 20 日及び平成 19 年 3 月 22 日

(5) 変更の理由 住所表示変更、移転、登記事項変更及びテナントの入替

2 届出年月日 平成 20 年 1 月 11 日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所